

(写)

長門市告示第 122 号

令和 5 年 9 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 29 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 5 年 9 月 8 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）

第 2 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 5 号 令和 5 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 6 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 7 号 令和 4 年度長門市水道事業剰余金の処分について

第 8 号 令和 4 年度長門市水道事業会計決算の認定について

第 9 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

第 10 号 長門市印鑑条例の一部を改正する条例

第 11 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第 12 号 長門市公設自動車置場条例の一部を改正する条例

第 13 号 長門市漁港管理条例の一部を改正する条例

第 14 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 15 号 長門市営土地改良事業の施行について

第 16 号 萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

第 17 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第 18 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

第 1 号 権利の放棄について

令和 5 年 9 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議 案

- 第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 2 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 号 令和 5 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 号 令和 4 年度長門市水道事業剰余金の処分について
- 第 8 号 令和 4 年度長門市水道事業会計決算の認定について
- 第 9 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計決算の認定について
- 第 10 号 長門市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 長門市公設自動車置場条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 長門市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 15 号 長門市営土地改良事業の施行について
- 第 16 号 萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 第 17 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 18 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 第 1 号 権利の放棄について

議案第 7 号

令和 4 年度長門市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度長門市水道事業剰余金を別紙のとおり処分することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和 4 年度長門市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益 剰余金	その他未処分利 益剰余金変動額
当年度末残高	2,338,111,695	24,899,487	43,262,167	15,020,560
議会の議決による処分額	15,020,560	0	0	△15,020,560
組入資本金の増加	15,020,560	0	0	△15,020,560
減債積立金の積立	0	0	0	0
条例による処分額	0	0	0	0
処分後残高	2,353,132,255	24,899,487	(繰越利益剰余金) 43,262,167	0

議案第 8 号

令和 4 年度長門市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度長門市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 9 号

令和 4 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度長門市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 10 号

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

令和5年9月8日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

長門市印鑑条例（平成 17 年長門市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則	本則
(印鑑登録証明書の交付)	(印鑑登録証明書の交付)
第 13 条 (略)	第 13 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前 2 項の規定にかかわらず、 <u>登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して多機能端末機を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u>	3 前 2 項の規定にかかわらず、_____ _____ _____ _____ _____個人 番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものに限る。）の交付を受けている登録者は、多機能端末機に当該個人番号カードを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより <u>印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第 2 条関係) (その 1)			別表(第 2 条関係) (その 1)		
種類	種別	金額	種類	種別	金額
(略)			(略)		
証明 手数料	ア～シ (略)		証明 手数料	ア～シ (略)	
	備考 多機能端末機とは、市の電気計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、 <u>個人番号カード又は移動端末設備</u> を利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。			備考 多機能端末機とは、市の電気計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、 <u>個人番号カード</u> を利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。	
(略)			(略)		
交付 手数料	(略)		交付 手数料	(略)	
<u>(削る)</u>			副申 申達 手数料	副申及び申 達	1 件につき 150 円
(その 2)から(その 4)まで (表は省略)			(その 2)から(その 4)まで (表は省略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

長門市公設自動車置場条例の一部を改正する条例

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市公設自動車置場条例の一部を改正する条例

長門市公設自動車置場条例（平成 17 年長門市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行																
本則 (名称及び位置) 第 2 条 自動車置場の名称及び位置は、次のとおりとする。	本則 (名称及び位置) 第 2 条 自動車置場の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>黄波戸第 4 自動車置場</td><td><u>長門市日置上 2388 番地 4</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		黄波戸第 4 自動車置場	<u>長門市日置上 2388 番地 4</u>	(略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>黄波戸第 4 自動車置場</td><td><u>長門市日置上 2388 番地 27</u> <u>長門市日置上 2388 番地 28</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		黄波戸第 4 自動車置場	<u>長門市日置上 2388 番地 27</u> <u>長門市日置上 2388 番地 28</u>	(略)	
名称	位置																
(略)																	
黄波戸第 4 自動車置場	<u>長門市日置上 2388 番地 4</u>																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
黄波戸第 4 自動車置場	<u>長門市日置上 2388 番地 27</u> <u>長門市日置上 2388 番地 28</u>																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

長門市漁港管理条例の一部を改正する条例

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市漁港管理条例の一部を改正する条例
長門市漁港管理条例（平成 17 年長門市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行		
別表第 1(第 1 条関係)				別表第 1(第 1 条関係)		
漁港の 名称	漁港の 種類	漁港の所在地		漁港の 名称	漁港の 種類	漁港の所在地
(略)				(略)		
(削る)				野波瀬 漁港	第 2 種 漁港	長門市三隅下野波瀬
(略)				(略)		
野波瀬 漁港	第 1 種 漁港	野波瀬 地区	長門市三隅下 野波瀬	小島漁 港	第 1 種 漁港	長門市三隅中小島
		小島地 区	長門市三隅中 小島			
(略)				(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

市の区域内の字の区域の変更について

長門市深川湯本及び日置上の一部地域の地籍調査の成果に係る土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

字区域変更調書

[illegible]

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

字区域変更調書

処分後			処分前		
大字名	字名	地番	大字名	字名	地番
日置上	字前田	2051 番 3	日置上	字埤後	2051 番 3
日置上	字前田	2051 番 4	日置上	字埤後	2051 番 4
日置上	字前田	2051 番 5	日置上	字埤後	2051 番 5
日置上	字前田	2052 番 2	日置上	字埤後	2052 番 2
日置上	字前田	2052 番 3	日置上	字埤後	2052 番 3
日置上	字前田	2052 番 5	日置上	字埤後	2052 番 5
日置上	字前田	2052 番 8	日置上	字埤後	2052 番 8
日置上	字前田	2053 番 1	日置上	字埤後	2053 番 1
日置上	字前田	2053 番 2	日置上	字埤後	2053 番 2
日置上	字前田	2053 番 3	日置上	字埤後	2053 番 3
日置上	字前田	2053 番 4	日置上	字埤後	2053 番 4
日置上	字前田	2054 番 3	日置上	字埤後	2054 番 3
日置上	字前田	2055 番 2	日置上	字埤後	2055 番 2
日置上	字前田	2077 番 2	日置上	字埤後	2077 番 2
日置上	字前田	2078 番 2	日置上	字埤後	2078 番 2
日置上	字前田	2078 番 3	日置上	字埤後	2078 番 3
日置上	字前田	2078 番 4	日置上	字埤後	2078 番 4
日置上	字前田	2078 番 5	日置上	字埤後	2078 番 5
日置上	字前田	2083 番 2	日置上	字於江湖	2083 番 2
日置上	字前田	2083 番 7	日置上	字於江湖	2083 番 7
日置上	字前田	2084 番 2	日置上	字於江湖	2084 番 2
日置上	字前田	2085 番 3	日置上	字於江湖	2085 番 3
日置上	字前田	2086 番 2	日置上	字於江湖	2086 番 2
日置上	字前田	2087 番 2	日置上	字於江湖	2087 番 2
日置上	字前田	2087 番 3	日置上	字於江湖	2087 番 3
日置上	字前田	2088 番 2	日置上	字於江湖	2088 番 2
日置上	字前田	2088 番 3	日置上	字於江湖	2088 番 3
日置上	字前田	2088 番 4	日置上	字於江湖	2088 番 4
日置上	字前田	2093 番 4	日置上	字於江湖	2093 番 4
日置上	字於江湖	2095 番 1	日置上	字枝畑	2095 番 1
日置上	字末石	2095 番 2	日置上	字枝畑	2095 番 2
日置上	字末石	2095 番 3	日置上	字枝畑	2095 番 3
日置上	字前田	2096 番 2	日置上	字枝畑	2096 番 2
日置上	字前田	2097 番 3	日置上	字枝畑	2097 番 3
日置上	字前田	2097 番 6	日置上	字枝畑	2097 番 6
日置上	字前田	2100 番 2	日置上	字枝畑	2100 番 2
日置上	字前田	2104 番 2	日置上	字枝畑	2104 番 2
日置上	字前田	2105 番 3	日置上	字枝畑	2105 番 3
日置上	字前田	2105 番 4	日置上	字枝畑	2105 番 4
日置上	字前田	2105 番 6	日置上	字枝畑	2105 番 6
日置上	字於江湖	2106 番 1	日置上	字枝畑	2106 番 1
日置上	字前田	2106 番 2	日置上	字枝畑	2106 番 2
日置上	字前田	2106 番 3	日置上	字枝畑	2106 番 3
日置上	字前田	2106 番 4	日置上	字枝畑	2106 番 4
日置上	字前田	2106 番 5	日置上	字枝畑	2106 番 5
日置上	字前田	2107 番 2	日置上	字枝畑	2107 番 2
日置上	字前田	2108 番 3	日置上	字枝畑	2108 番 3
日置上	字埤後	11707 番 2	日置上	字磯田	11707 番 2
日置上	字埤後	11707 番 6	日置上	字磯田	11707 番 6
日置上	字埤後	11710 番	日置上	字後	11710 番
日置上	字埤後	11713 番	日置上	字後	11713 番
日置上	字埤後	11715 番 1	日置上	字前田	11715 番 1
日置上	字前田	11717 番 2	日置上	字於江後	11717 番 2
日置上	字前田	11717 番 3	日置上	字於江後	11717 番 3
日置上	字前田	11717 番 4	日置上	字於江後	11717 番 4
日置上	字於江湖	11720 番 1	日置上	字於江後	11720 番 1
日置上	字於江湖	11720 番 3	日置上	字於江後	11720 番 3

日置上	字前田	11730 番 2	日置上	字埤後	11730 番 2
日置上	字前田	11730 番 3	日置上	字埤後	11730 番 3
日置上	字前田	11730 番 4	日置上	字埤後	11730 番 4
日置上	字前田	11730 番 5	日置上	字埤後	11730 番 5
日置上	字於江湖	11766 番 7	日置上	字下末石	11766 番 7
日置上	字於江後	11766 番 8	日置上	字下末石	11766 番 8
日置上	字於江後	11766 番 9	日置上	字下末石	11766 番 9
日置上	字於江後	11766 番 10	日置上	字下末石	11766 番 10
日置上	字於江後	11766 番 11	日置上	字下末石	11766 番 11
日置上	字埤後	11854 番 1	日置上	字於江湖	11854 番 1
日置上	字井手ケ迫	2222 番 2	日置上	字石無	2222 番 2
日置上	字井手ケ迫	2222 番 3	日置上	字石無	2222 番 3
日置上	字式百出	11633 番	日置上	字滝ノ本	11633 番
日置上	字滝ノ本	11641 番	日置上	字長田	11641 番
日置上	字滝ノ本	11642 番 1	日置上	字長田	11642 番 1
日置上	字滝ノ本	11644 番	日置上	字長田	11644 番
日置上	字長田	11678 番	日置上	字二ノ七重出	11678 番
日置上	字長田	11679 番	日置上	字二ノ七重出	11679 番
日置上	字七重出	11681 番	日置上	字二ノ七重出	11681 番
日置上	字堤ノ口	11690 番	日置上	字多々良屋	11690 番
日置上	字堤ノ口	11695 番	日置上	字多々良屋	11695 番
日置上	字堤ノ口	11698 番	日置上	字多々良屋	11698 番
日置上	字多々良屋	11725 番	日置上	字綱寄	11725 番
日置上	字多々良屋	11726 番	日置上	字綱寄	11726 番
日置上	字無田ケ浴	11733 番	日置上	字無田	11733 番
日置上	字無田ケ浴	11734 番	日置上	字無田	11734 番
日置上	字無田ケ浴	11736 番	日置上	字無田	11736 番
日置上	字無田ケ浴	11737 番	日置上	字無田	11737 番
日置上	字無田ケ浴	11739 番	日置上	字無田	11739 番
日置上	字無田ケ浴	11743 番 1	日置上	字井出ケ迫	11743 番 1
日置上	字無田ケ浴	11744 番	日置上	字井出ケ迫	11744 番
日置上	字無田ケ浴	11745 番	日置上	字井出ケ迫	11745 番
日置上	字無田ケ浴	11747 番 1	日置上	字井出ケ迫	11747 番 1
日置上	字井手ケ迫	11747 番 2	日置上	字井出ケ迫	11747 番 2
日置上	字滝ノ本	11832 番 1	日置上	字式百出	11832 番 1
日置上	字無田	11871 番	日置上	字無田ケ浴	11871 番
日置上	字井手ケ迫	11880 番 2	日置上	字井出ケ迫	11880 番 2
日置上	字井手ケ迫	11881 番	日置上	字井出ケ迫	11881 番

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

議案第 15 号

長門市営土地改良事業の施行について

長門市営土地改良事業を下記のとおり施行したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1. 事業名	農地耕作条件改善事業（ほ場整備）	
2. 事業地区	日置東坂本地区	
3. 計画事業量	整地工	面積= 1. 6 ha
	道路工	延長= 0. 2 km
	用水路工	延長= 0. 3 km
	排水路工	延長= 0. 1 km
4. 計画事業費	3 0, 0 0 0 千円	
5. 事業年度	令和 5 年度から令和 6 年度まで	

議案第 16 号

萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 1 日から、萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務にごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に関する事務を加えること並びにこれに伴い萩・長門清掃一部事務組合同規約（平成 22 年指令平 21 市町 3531 号）の一部を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

萩・長門清掃一部事務組合同規約の一部を改正する規約

第 3 条第 1 号中「ごみ処理施設（焼却施設に限る。）」を「ごみ処理施設及び最終処分場（」に改め、「維持」を削り、「関する事務」の次に「。ただし、現に関係市がそれぞれ設置、管理及び運営している施設に関するものを除く。」を加える。

第 9 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 管理者は、萩市長を充てる。
- 3 副管理者は、長門市長を充てる。

第 9 条に次の 1 項を加える

- 4 会計管理者は、萩市会計管理者を充てる。

第 12 条第 2 項中「関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから、」を「長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員」に改め、同条第 3 項中「関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから選任される者」を「長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

費用区分	分賦区分	分賦割合	算出基礎
焼却施設に要する費用	均等割	100 分の 20	
	人口割	100 分の 40	4 月 1 日における直近の 国勢調査の結果による人口
	ごみ量割	100 分の 40	焼却施設に搬入した関係市 のごみ量
ごみ処理施設（焼却 施設を除く。）及び 最終処分場に要する 費用	均等割	100 分の 20	
	人口割	100 分の 40	4 月 1 日における直近の 国勢調査の結果による人口
	ごみ量割	100 分の 40	ごみ処理施設（焼却施設を 除く。）及び最終処分場に 搬入した関係市のごみ量

備考 施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 8 月 18 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 18 日

長門市長 江 原 達 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2 和解の内容

長門市の責任割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 102,784 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額 102,784 円

4 発生の原因となる事実

令和 5 年 8 月 1 日午前 8 時頃から同 8 時 30 分頃までの間、長門市三隅中 252 番地 1 所在の湯免ふれあいセンター駐車場において、草刈機を用いて駐車場周辺の除草作業を行っていたところ、小石が弾き飛び、作業現場付近に駐車中の相手方車両の後部ガラスに当たり、物的損害を与えたもの。

議案第 18 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 阿部 徹也
- 3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成 28 年長門市条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

長門市長 江 原 達 也

（上下水道局）

記

長門市債権管理条例第 12 条第 1 項により放棄する債権一覧（令和 4 年度執行）

（単位：人、件、円）

債 権 名		計	放 棄 の 事 由			
			第 1 号 時効満了	第 3 号 相続人なし等	第 4 号 徴収停止 3 年	第 6 号 生活困窮
水道料金	（人数）	31	29	1		1
	（件数）	169	117	1		51
	（金額）	529,614	415,414	2,200		112,000
漁業集落排水 使用料	（人数）	2			2	
	（件数）	4			4	
	（金額）	11,232			11,232	
農業集落排水 使用料	（人数）	8		1	7	
	（件数）	21		1	20	
	（金額）	58,269		2,860	55,409	

※第 2 号（破産等）、第 5 号（強制執行済み）については該当なし